

武蔵野市立第五小学校

P T A会則

武蔵野市立第五小学校 P T A

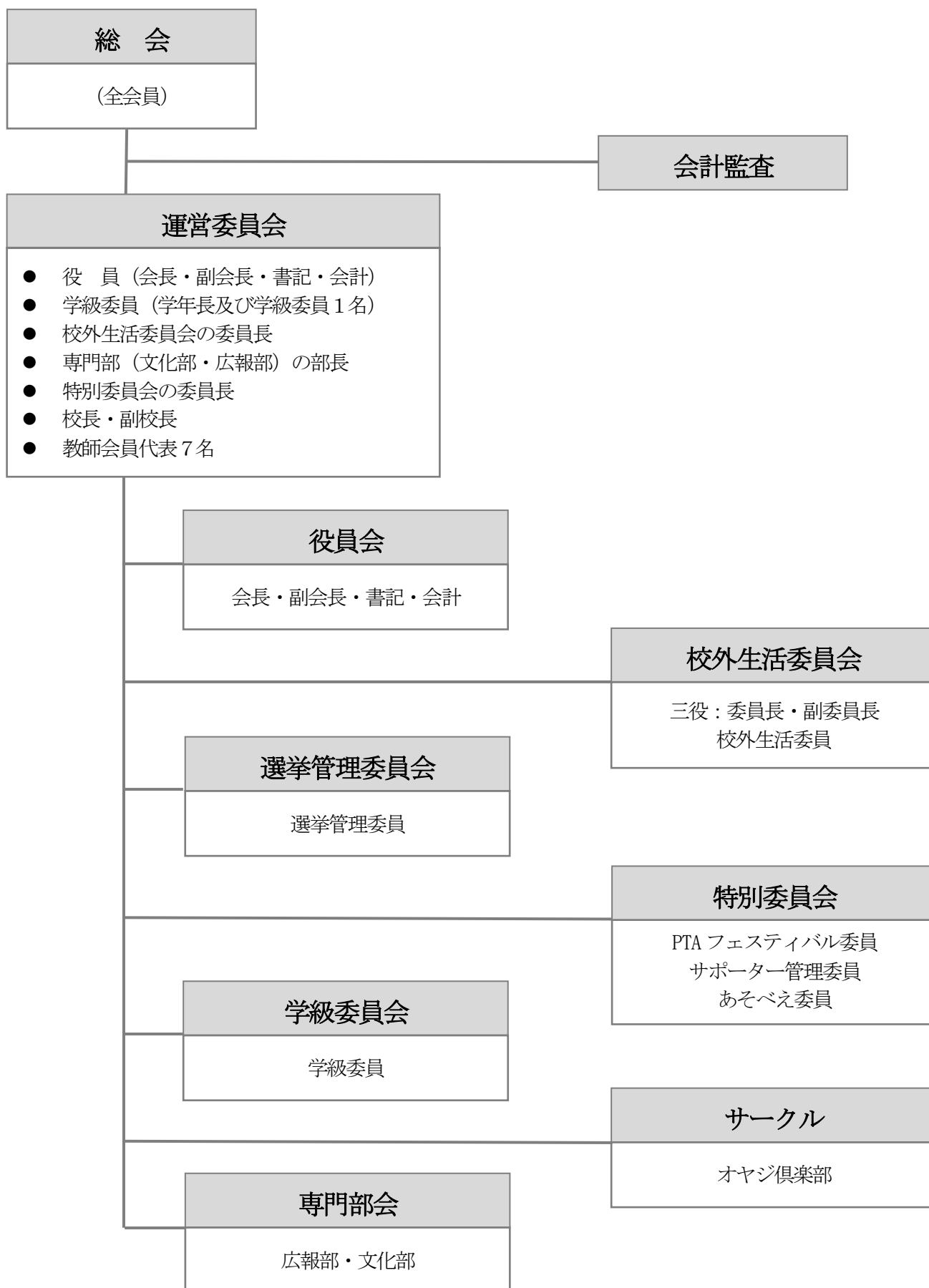
東京都武蔵野市関前3丁目2番20号

電話 (0422) 51-2196

目次

目次	1
P T A組織図	2
武蔵野市立第五小学校P T A会則	3
武蔵野市立第五小学校P T A会計規則	8
武蔵野市立第五小学校P T A慶弔規約	10

P T A組織図



武蔵野市立第五小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条（名称および事務所）本会の名称を武蔵野市立第五小学校PTAとし、事務所を武蔵野市立第五小学校に置く。

第2条（目的）本会は、武蔵野市立第五小学校の教育の充実向上を願い、保護者と教師が協力して、学校・家庭・地域社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条（活動）本会は、前条の目的をとげるために次の活動を行う。

- ①学級、学年活動を通じて、家庭と学校との関係を緊密にし、児童の教育に関して、保護者と教師の相互理解を深め協力を強化する。
- ②地区活動を通じて、学校、家庭、地域社会における生活環境をととのえ、児童の生活の向上をはかる。
- ③会員相互の研修ならびに親睦をはかる。

第4条（運営方針）本会は、会員の総意に基づいて民主的に運営する。

2. いかなる団体からも不当な支配、統制、干渉等を受けない。
3. 政治団体、宗教団体等特定の団体や個人を利する行為、およびもっぱら営利を目的とする行為は行わない。

第5条（会員）本会の会員資格を有する者は、次の通りとする。

- ①武蔵野市立第五小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者（保護者会員と称する）。
- ②武蔵野市立第五小学校の常勤教職員（教師会員と称する）。

第2章 役員および会計監査

第6条（役員の構成）本会に次の役員を置く。

- ①会 長 1名（保護者会員より選出）
 - ②副会長 3名（保護者会員より2名、教師会員より1名選出）
 - ③書 記 3名（保護者会員より2名、教師会員より1名選出）
 - ④会 計 3名（保護者会員より2名、教師会員より1名選出）
2. 役員は、他の役員および会計監査を兼ねることができない。
 3. 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 4. 役員は、同一の職に1回限り再任することができる。
 5. 武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会当番校および周年行事などの役員の任務に応じ、運営委員会の承認の上、役員を増員することができる。
 6. 役員・会計監査を1家庭につき1年以上務めた者は、PTA役員・会計監査、および校外生活委員長・副委員長の候補者とはしない。ただし、本人が候補者となることを承諾した場合はこの限りではない。

第7条（会長）会長は、次の職務を行う。

- ①会務を統括し、会を代表する。
 - ②総会・運営委員会を招集する。
2. 会長は、本会のすべての集会に出席することができる。

第8条（副会長）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第9条（書記）書記は、次の職務を行う。

- ①総会・運営委員会の議事、および本会の活動に関する重要事項を記録しこれを保管する。

②本会の庶務を行う。

第10条（会計） 会計は、次の職務を行う。

- ①本会の会計事務を処理する。
- ②総会および運営委員会において、会計監査の監査を経た会計報告を行う。
- ③本会の財産を管理する。

第11条（会計監査） 本会の会計を監査するために、2名（保護者会員より1名、教師会員より1名選出）の会計監査を置く。

2. 会計監査の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
3. 会計監査は、次の職務を行う。
 - ①学期ごとに会計を監査し、その結果を運営委員会に報告する。
 - ②年度末に決算を監査し、その結果を総会に報告する。
4. 会計監査は、必要に応じて臨時に会計を監査することができる。
5. 会計監査は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

第3章 機 関

【 第1節 総 会 】

第12条（性格および構成） 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第13条（開催） 定期総会は、毎年度はじめに開催する。

2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から要求があったときに開催する。

第14条（議長、副議長および書記） 総会に、議長、副議長および書記を各1名置く。

2. 議長は保護者会員より、副議長は教師会員より、書記は本会の書記よりそれぞれ議場において選出する。

第15条（処理事項） 総会において処理しなければならない事項は、次の通りである。

- ①前年度の活動報告ならびに決算報告。
- ②当該年度の運営方針。
- ③当該年度の歳入、歳出予算。
- ④会則の改廃。
- ⑤その他、運営委員会が必要と認めた事項。

第16条（成立） 総会を招集するには、会議の日時、場所、議案を開催日の3日前までに会員に知らせなければならない。

2. 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を認めることができる。
3. 総会時の保護者会員の総数は、総会通知日の保護者会員の家庭数とみなす。

第17条（議決） 総会の議決は、別に定める場合を除き、出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

【 第2節 運営委員会 】

第18条（性格） 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、同時にこの会の執行機関である。

2. 運営委員会は、定期運営委員会および臨時運営委員会とする。

第19条（構成） 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- ①役員
- ②学級委員
- ③校外生活委員会の委員長
- ④専門部の部長
- ⑤特別委員会の委員長
- ⑥校長、副校長

第20条（開催）定期運営委員会は、原則として年間6回開催する。

- 2. 臨時運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または、構成員の5分の1以上から要求があったときに開催する。
- 3. 会は、原則として対面会議及びオンライン会議で開催する。

第21条（議長）運営委員会の議長は、会長がこれを指名する。

第22条（処理事項）運営委員会において処理しなければならない事項は、次の通りである。

- ①総会に提出する議案、報告書に関する事項。
- ②本会の運営上必要な企画、立案ならびに連絡調整に関する事項。
- ③特別委員会の設置、廃止に関する事項。
- ④選挙規則、会計規則ならびに会の運営に必要なその他の規則の制定、改廃。
- ⑤その他、会長が必要と認めた事項。

第23条（成立および議決）運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

- 2. 第19条第1項第2号から第5号及び第7号に掲げる者は、自らの属する部または委員会等の他会員もしくは運営委員会議長へ事前に委任状を提出することで出席したものとみなす。
- 3. 運営委員会の議決は、出席者の過半数による。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

【第3節 学級会、学年会】

第24条（学級会の構成および性格）学級会は、当該学級の保護者および担任教師をもって構成し、この会の趣旨に基づき、学級ごとの活動を行う。

第25条（学級会の運営）学級会の運営は、当該学級の保護者より選出された学級委員および担任教師の協議により行う。

第26条（学年会の構成および性格）学年会は、当該学年の保護者および担任教師をもって構成し、この会の趣旨に基づき、学年ごとの活動を行う。

第27条（学年長）学年会に、当該学年の学級委員の互選により学年長1名を置く。

第28条（学年会の運営）学年会の運営は、当該学年の学級委員および担任教師の協議により行う。

【第4節 校外生活委員会、専門部、特別委員会、サークル】

第29条（校外生活委員会）学校が設置する地区会の活動を支援し、全校的な校外生活指導を推進するために本会に校外生活委員会を置く。

2. 校外生活委員会について、次の通り定める。

- ①校外生活委員は委員長1名、副委員長2名、保護者会員から選出された校外地区委員6名および担当教師をもって構成する。
- ②委員（ただし担当教師を除く）の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3. 校外生活委員長、副委員長を1年以上務めた者は、PTA役員、会計監査、および校外生活委員長、副委員長の候補者とはしない。ただし、本人が候補者となることを承諾した場合は、この限りではない。

第30条（専門部）本会に、文化部、広報部の2つの専門部を置く。

2. 各専門部は、保護者会員より選出された専門部員および担当教師をもって構成する。
3. 専門部には、構成員の互選により部長1名、副部長2名を置く。
4. 文化部は、学術や芸術などの文化活動を企画、運営することにより、会員相互の親睦を深め、会員及び児童の知識や文化芸術意識の向上をはかる。
5. 広報部は、PTA新聞の発行、会員を対象とするアンケート調査の実施等により、会の広報、広聴活動を行う。

第31条（特別委員会）特別な事項につき必要があるときは、本会に特別委員会を置くことができる。

2. 特別委員会の委員は、運営委員会の承認を経て会長がこれを任命する。

第32条（サークル）本会の会員は、相互の親睦、教養、趣味を深めるために、運営委員会の許可を経てサークルを結成することができる。

2. 新たにサークルを結成した場合、サークルの代表者はその名称、活動内容、代表者氏名等を、すみやかに会長に届け出なければならない。
3. サークルを廃止する場合、サークルの代表者は会長に届け出なければならない。

【第5節 選挙管理委員会】

第33条（目的）本会の役員および会計監査の選挙を管理するために、選挙管理委員会を置く。

第34条（構成）選挙管理委員会は、保護者会員6名、教師会員2名をもって構成する。

第35条（発足）会長は、選挙管理委員会を毎年4月30日までに発足させる。

第36条（任期）選挙管理委員の任期は、選挙管理委員会が発足した日から翌年3月31日までとする。

第37条（委員長、副委員長）選挙管理委員会は、委員の互選により、委員長1名（保護者会員より選出）、副委員長3名（保護者会員より2名、教師会員より1名選出）を置く。

2. 選挙管理委員長、副委員長は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

第4章 選挙

第38条（保護者会員の役員、会計監査、校外生活委員長および副委員長の選挙）保護者会員の役員、会計監査、校外生活委員長および副委員長の選挙は、次の手順によって実施する。選挙方法は、選挙管理委員会が本会の役員と相談をし、運営委員会の承認を経て決定する。

- ①各学年（第6学年、任期中の選挙管理委員を除く）から立候補、推薦などで候補者を選出。
 - ②候補者の互選による役職決定。
 - ③役職者の信任の決議は会員の不信任投票方式とする。なお成りすまし防止のため記名投票とする。
2. 保護者会員の投票権は、1家庭1票とする。
 3. 選挙運営上で困難を生じる場合は、選挙管理委員会が速やかに本会の役員、学校と相談をし、運営委員会の承認を経て対応すればこの限りでない。

第39条（教師会員の役員、会計監査の選挙）教師会員の役員、会計監査は、教師会員の互選により選出する。

第5章 経理

第40条（経費）本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2. 前項の収入は、総て予算に計上されなければならない。

第41条（会費）本会の会員は、会費年額1,900円を納める。ただし、保護者会員は1家庭1,900円とし、振替手数料等は各家庭負担とする。

2. 臨時に多額な経費を必要とする場合は、総会の議決を経て臨時会費を徴集することができる。

第42条（予算）予算は、総会の議決を必要とする。

第43条（会計年度）会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条（会計処理）本会の経理は、別に定める会計規則によって処理する。

第6章 会則の改廃

第45条（会則の改廃）会則の改廃は、運営委員会の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。

2. 会則の改廃に関する議案は、総会開催日の5日前までに、全会員に知らせなければならない。

第7章 個人情報の取り扱い

第46条（会員の個人情報の取り扱いについて）本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別紙「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

1987年（昭和57年5月10日）制定

2022年（令和4年5月26日）改定 個人情報取扱規程に関する追記

2023年（令和5年5月26日）改定 地区会における地区長制度廃止、校外生活委員長および副委員長の選出を立候補から選挙制へ変更、役職者の信任を不信任投票方式および記名制へ変更

武蔵野市立第五小学校PTA会計規則

第1条 本会の経理を行うにあたって備えるべき帳票は次の通りとする。

- ①予算書
- ②現金出納帳
- ③預金出納帳(預金通帳をもって代えることができる)
- ④備品台帳

第2条 予算は、毎年度当初に役員会が編成し、運営委員会の承認を経て総会で決する。

2. 総会で決すべき予算の項目については、別表(一)による。

第3条 特別な用途に供するために、本会の予算に特別会計を設置することができる。この場合の経理は、本会計に準じて処理する。

第4条 当初予算に計上した総額を超えて支出する場合は、補正予算とし、運営委員会の承認を必要とする。

2. 各項目より流用する場合または予備費、積立金より支出する場合は、運営委員会の承認を必要とする。

第5条 会計は、学期ごとに、運営委員会において会計監査の監査を経た会計報告をしなければならない。ただし、3学期の会計報告は、当該年度の決算報告をもって代えることができる。

第6条 会費は、年2回の分納とし、納期は毎年度当初に会長が決する。

2. 会員が年度途中で退会した場合でも、一旦納入した会費は返還しない。

付 則

2003年(平成15年3月11日)制定

2016年(平成28年5月13日)改定

別表（一）

【一般会計】

《収入》

項 目	
1.	会 費
2.	繰 越 金
3.	諸 収 入

《支出》

項 目	
1. 総 務 費	① 需用費
	② 交通費
	③ 通信費
	④ P連分担金
	⑤ 研修費
	⑥ 慶弔費
	⑦ P T A保険料
	⑧ 周年行事等積立金
	⑨ 備品購入費等積立金
2. 活 動 費	① 学級、学年活動費
	② 校外生活委員会費
	③ 文化部費
	④ 広報部費
	⑤ 特別委員会補助費
	⑥ サークル活動補助費
	⑦ 選挙管理委員会費
	⑧ 卒業記念品費
	⑨ イベント開催費
3.	活動準備金
4.	予 備 費

【特別会計】

項 目	
1.	周年行事等積立金
2.	備品購入費等積立金

武蔵野市立第五小学校PTA慶弔規約

第1条 保護者会員および在学児童に対して、慶弔の意を表する場合の基準は、次の通りとする。

- ①在学児童の死亡弔慰金 ……………5000円
- ②保護者会員の死亡弔慰金 ……………5000円
- ③災害見舞い金（天災、大規模火災を除く）……………5000円

第2条 教師会員に対して、慶弔の意を表する場合の基準は、次の通りとする。

- ①教師会員の死亡弔慰金 ……………5000円
- ②教師会員の配偶者死亡弔慰金 ……………5000円
- ③教師会員の父母子死亡弔慰金 ……………3000円
- ④教師会員の傷病見舞い金（欠勤1カ月以上）……………3000円
- ⑤災害見舞い金（天災、大規模火災を除く）……………5000円
- ⑥教師会員の結婚祝い金 ……………3000円

第3条 前条までの慶弔規約により処理できない特別の事情がある場合は、校長と協議のうえ、役員会がその調整にあたる。

付 則

2002年（平成14年9月11日）制定

2016年（平成28年5月13日）改定

